

第59号議案

足立区温水プール条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年6月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区温水プール条例の一部を改正する条例

足立区温水プール条例（昭和53年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「子供」を「子ども」に、「200円」を「100円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

温水プールの使用料の額を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。